

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年10月5日

愛知県競馬組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

1 対象工事

(1) 工事名

名古屋競馬場厩舎整備工事（A5ブロック）

(2) 工事場所

弥富市駒野町地内

(3) 工期

契約の翌日から令和10年3月31日

(4) 概要

厩舎 木造2階建 延べ面積 1,221㎡ 3棟

住宅 木造2階建 延べ面積 97㎡ 3棟

倉庫 木造平屋建 延べ面積 48㎡ 3棟

上記に係る建設工事一式

厩舎 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 586㎡ 3棟

上記に係る取壊し工事一式

(5) 予定価格等

予定価格 金 2,200,000,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 200,000,000 円）

調査基準価格 有

失格判断基準 有

(6) 入札方式

郵便入札

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札書に併せて必ず工事費内訳書（労務費等の内訳明示用の「入札契約適正化法第12条に基づく入札金額の内訳」を含む）を同封してください。

2 競争参加資格

- (1) 建築工事業について、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

- (2) 令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。（以下同じ）また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む）に届け出た、主たる営業所をいいます。（以下同じ）

- (3) 令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が1230点以上であること。

- (4) 元請として、過去15年間（平成23年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。）に、次の(a)かつ(b)を満たす建築物の新築又は増築工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。本入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む）の施工実績は、愛知県外で行ったものも含めます。他の営業所の施工実績も対象とします。

(a) 建物構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は木造

(b) 施工規模：延べ面積 1,200 平方メートル以上

（延べ面積は建築基準法施行令第2条第四号に規定する延べ面積）

建物用途は問いません。なお、施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。

また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の1者が元請けとしての参加資格施工実績を有していること。

- (5) 配置予定の監理技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した次の(a)かつ(b)を満たす建築物の新築、増築又は改修工事に監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）の工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

(a) 建物構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は木造

(b) 施工規模：延べ面積 810 平方メートル以上

（延べ面積は建築基準法施行令第2条第四号に規定する延べ面積）

建物用途は問いません。なお、施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

- (6) 建築工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するものを建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。なお、監理技術者補佐を専任で配置し、現場説明書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなります。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 参加申込書の提出日から対象工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開

始の申立てをなされなかった者とみなします。

- (11) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取することは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

ア 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

中日設計株式会社

イ 「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者です。

（ア）資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、
a については会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (13) 経常建設共同企業体として参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体として参加申込書を提出することはできません。
- (14) 共同企業体として参加申込書を提出する場合、その構成員は以下のとおりであること。
 - ア (1)、(2)、(7)から(13)は、全ての構成員が該当すること。
 - イ (3)から(6)は、少なくとも構成員の1者が該当すること。

3 入札参加方法

(1) 仕様書等の交付方法

令和8年10月5日（月）から令和8年10月20日（火）までの間に、以下のアドレスにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.nagoyakeiba.com/union/etc/cat1/>

なお、図面については別途送付しますので、送付を希望する方は送付先のメールアドレス、担当者名、連絡先を記入し以下へFAXを送信してください。

愛知県競馬組合 施設課 谷山

電話：0567-69-7285

FAX：0567-68-2145

(2) 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を令和8年10月5日（月）から令和8年10月20日（火）までの間に郵送又は持参により提出しなければなりません。なお、郵送の場合は、令和8年10月20日（火）を必着とします。また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

入札参加申込書の提出先

〒498-0065

愛知県弥富市駒野町1番地

愛知県競馬組合 総務広報課会計係

(3) 入札書及び工事費内訳書の提出方法

二重封筒（内封筒および外封筒）による提出とし、「一般書留」または「簡易書留」のどちらかにより愛知県競馬組合総務広報課会計係へ郵送してください。普通郵便、メール便、特定記録郵便、持参などその他の方法による提出は受け付けません。入札書の到達期限を過ぎて到達したものについても受け付けません。

(4) 入札書及び工事費内訳書の到着期限

令和8年11月5日（木）

〒498-0065

愛知県弥富市駒野町1番地

愛知県競馬組合 総務広報課会計係 到着

(5)開札の日時

令和8年11月6日（金） 午前10時00分

開札にあたり、入札参加者の立会いはできないこととし、入札事務に関係のない組合職員が開札に立会うこととします。

(6)落札者の決定方法

ア 1 (5) の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、電話で通知します。落札候補者及び落札金額はホームページにて公表します。その後事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者と決定します。落札結果は、落札者及び落札金額をホームページにて公表します。

イ 落札候補者となるべき者が二者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ用数字を用いて、くじにより落札候補者を決定します。

くじの方法

① 入札参加者は、あらかじめ入札書にくじ用数字を記入させる。無記入の場合は「999」とする。

② 同価格の入札をした者を書留番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に番号（0、1、2・・・）を付与する。

③ 同価格の入札をした者が記入したくじ用数字の合計を同価格の入札をした者の数で除し、余りの数字と②で付した番号が一致した者を落札者とする。

ウ 落札候補者は令和8年11月10日（火）までに事後審査に必要な書類を郵送又は持参により提出しなければなりません。期限までに書類を提出しない場合は、入札参加資格を満たさないものとします。落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格による入札者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合の事後審査に必要な書類の提出期限は別途連絡します。

エ 最低価格入札者の入札価格が別添に定める調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の低価格による入札者を新たな落札候補者とします。

オ 入札価格が調査基準価格を下回った者で、別添に定める失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。

(7)問い合わせ先

（入札手続）

愛知県競馬組合 総務広報課 中澤

愛知県弥富市駒野町1番地（郵便番号 498-0065）

電話 0567-69-7281

（仕様等）

愛知県競馬組合 施設課 谷山

愛知県弥富市駒野町1番地（郵便番号 498-0065）

電話 0567-69-7285

(8)本公告及び仕様書等に対する質問及び回答

ア 本公告及び仕様書等に対する質問は、質疑書をファクシミリによる送信又は持参することにより提出してください。

(ア) 受付場所

愛知県競馬組合 施設課 谷山

愛知県弥富市駒野町 1 番地 (郵便番号 498-0065)

F A X 番号 : 0567-68-2145

(イ) 受付期間

令和 8 年 1 0 月 5 日 (月) から令和 8 年 1 0 月 2 0 日 (火) 正午まで

なお、持参する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除いた上記期間の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) とする。

イ 上記の質問に関する回答は以下のアドレスへ掲載します。

アドレス <https://www.nagoyakeiba.com/union/etc/cat1/>

令和 8 年 1 0 月 5 日 (月) から令和 8 年 1 1 月 4 日 (水)

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の無効

財務規則第 152 条 (入札の無効) の規定に該当するもののほか、次の事項に該当する場合も無効となります。

①一般書留または簡易書留以外の方法で入札書を提出されたもの。

②入札書が到着期限を過ぎて到着したもの。

③内封筒と入札書の件名、住所、名称及び代表者氏名が異なるもの。

④内封筒が封緘・封印されていないもの。

⑤入札金額が訂正されたもの。

⑥代理人が入札したもの。

⑦工事内訳書の内容に不備 (入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等) がある。

(5) その他

ア この入札による契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定による愛知県競馬組合議会の議決を要するため、落札者は落札決定後仮契約を締結し、愛知県競馬組合議会の議決を経た上で契約を確定します。

イ アの議決を得るまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。この場合においては、組合は一切の損害賠償の責任を負いません。